

資産計上誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
<p>地方独立行政法人 大阪府立病院機構</p>	<p>急性期・総合医療センターでは、大阪府から受託した地域医療支援センター運営事業において、契約書で、当該委託事業で購入した物品は大阪府に所有権が帰属すると規定しているにもかかわらず、機構の固定資産として計上していた。</p> <table border="1" data-bbox="492 630 1329 777"> <thead> <tr> <th>資産区分</th> <th>取得価額</th> <th>期末帳簿価額</th> <th>平成26年度減価償却費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器械備品（28件）</td> <td>24,764千円</td> <td>13,975千円</td> <td>3,535千円</td> </tr> </tbody> </table>	資産区分	取得価額	期末帳簿価額	平成26年度減価償却費	器械備品（28件）	24,764千円	13,975千円	3,535千円	<p>適正な固定資産管理を行うため、除却処理を行うとともに今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地域医療支援センター運営事業に関する業務委託契約書】 大阪府（以下「甲」という。）と地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「乙」という。）とは、地域医療支援センター運営事業（以下「運営事業」という。）に関する業務委託契約を次のとおり締結する。 （略） （物品の帰属） 第20条 乙が委託料の範囲で購入した物品は、甲の所有に帰属し、委託業務が完了したときは物品報告書を別紙様式第3号により作成し、甲に返還しなければならない。</p>	<p>地域医療支援センター運営事業における28件の機械備品については、平成27年中に、急性期・総合医療センターの資産から除却した。</p> <p>監査結果を全センターに周知して注意喚起するとともに、当該事業と類似の大阪府からの受託事業について点検したところ、資産購入を伴う事業が1件あり、事業が終了した段階で所有権が府に移転するものであった（事業継続中のため、現時点の所有権はセンター）。その他については、本件と同様の事案は見当たらなかった。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>
資産区分	取得価額	期末帳簿価額	平成26年度減価償却費								
器械備品（28件）	24,764千円	13,975千円	3,535千円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年1月18日、事務局：平成27年11月16日から同月20日まで）